

新しい時代の水道・下水道政策に向けて

～公共下水道事業への地方公営企業法の適用と

水道局との統合に関する説明資料～

平成 20 年 (2008 年) 2 月

豊中市水道局・土木下水道部

目 次

はじめに	1
第1章 水道事業・下水道事業の現状と課題	2
1-1 水道事業の現状と課題	2
1-2 下水道事業の現状と課題	3
第2章 これからの水道・下水道に求められるもの	5
2-1 持続可能な経営基盤の確立	5
2-2 サービスのさらなる向上	5
2-3 環境問題への対応	5
2-4 緊急時に強いライフラインの構築	6
第3章 水道・下水道政策を展開するために	7
3-1 下水道事業における地方公営企業法の全部適用	7
3-2 水道事業と下水道事業との組織統合	10
3-3 これまでの検討経過	12
第4章 上下水道組織統合における当面の課題と対策	14
4-1 事務量・人員の増加、初期経費の発生	14
4-2 職員の身分等	14
4-3 事務所配置	14

第5章	上下水道の将来予測と運営の方向性	15
5-1	経営形態	15
5-2	水道事業	15
5-3	下水道事業	15
5-4	長期ビジョンに基づく水道・下水道政策の展開と経営管理	16
5-5	当面の利用者負担	16
第6章	めざすべき将来像	17
将来像1	いつでも安心して利用できる水を供給します	17
将来像2	快適な暮らしとまちづくりを支えます	17
将来像3	緊急時に強いライフラインを構築します	17
将来像4	環境にやさしい事業を展開します	18
将来像5	次世代に継げる事業運営をめざします	18
将来像6	お客さまに満足していただける事業運営をめざします	18
おわりに		19
参考文献		20
用語集		21

はじめに

水道は、「水」という限りある地球資源を利用して、生命の営みをはじめ、私たちの生活や産業基盤を支えています。また下水道は、快適な暮らしや安全なまちづくりを実現するために、利用した水や雨水を適正に処理し、またその水を水循環系に戻しています。

このように、自然界の水循環系と有機的に結びついた水道・下水道は、環境との調和はもとより、生命の維持や産業活動にとって一日たりとも欠くことのできない重要なライフライン^{*}として位置付けられています。

一方、「水」を取り巻く諸問題も近年顕在化してきており、少雨の増加による渇水被害をはじめ、集中型豪雨や大型台風による浸水被害など、近年の気候変動による風水害のリスクが増大しています。

また、大規模地震や老朽化等による施設事故では、長期間の断水が発生し、トイレや風呂等の衛生設備が使用できなくなったり、消火活動にも支障をきたすなど、私たちの生活や社会経済に甚大な影響を与えています。

さらに、安全でおいしい水へのニーズが強まる中、河川等を水道水源としていところでは、産業活動の発展等に伴い、あらゆる経路から、さまざまな物質が混入するなど、水質のリスクも高まっています。一方、琵琶湖や大阪湾などの閉鎖性水域においては、大幅な水質改善が進んでいない中、近年では、地球温暖化が原因と考えられる水温上昇等による水質悪化が懸念されています。

世界では、アジア太平洋地域をはじめとする開発途上国において、安全な飲料水^{*}を利用できない人口が約 11 億人、トイレなど基本的な衛生設備を継続して利用できない人口が約 26 億人もいるという現状の中、今後は、人口の増加や地球温暖化による淡水利用可能量の減少により、水不足問題がさらに深刻化することが予想されており、先進国である日本の国際的な取組みが強く求められています。

このように、「水」を取り巻く諸問題は、今や国際的な最重要課題として認識されており、水行政である水道事業・下水道事業の果たすべき役割は非常に大きなものとなっています。

水道局と土木下水道部は、こうした事態を真摯に受け止め、新しい時代における水政策について、市民のみなさまをはじめ、関係機関等の方々に理解・協力をさせていただきたく、これからの上下水道事業に求められる役割と進むべき方向性をとりまとめたものです。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

第1章 水道事業・下水道事業の現状と課題

1-1 水道事業の現状と課題

豊中市の水道は、昭和3年の創設以来、市政の発展や高度経済成長に伴う水需要の急増に対応するために、4次にわたる拡張事業（期間：昭和24年～昭和47年）を実施し、面的・量的確保を図りました。この結果、計画給水人口50万2千人、計画一日最大給水量21万6,575立方メートルの施設規模を有する水道事業となりました。

その後は、老朽化施設の更新をはじめ、耐震管^{*}の敷設や配水ブロック化^{*}等の地震対策、維持管理の高度化、水質検査体制の強化、直結式給水^{*}の拡大、鉛製給水管^{*}の撤去等といった安全安定給水の確保・向上を目的とした諸施策を進めながら現在に至っています。

平成18年度末現在において、普及率100%、給水人口38万6,098人、給水戸数16万3,081戸、一日最大給水量14万4,261立方メートル、年間給水量4,768万4,481立方メートル、総管路延長763kmとなっています。

近年は、少子高齢化や節水型社会への移行などにより、水需要は平成2年をピークに減少傾向にあり、これと連動して、事業収益の根幹をなす料金収入も減少しています。特に、小口使用者の増加、大口使用者の減少が減収に大きな影響を及ぼしています。

お客さま対応については、お客さまセンターの設置をはじめ、広報誌やホームページの充実、コンビニでの支払いなど、サービス向上に向けた各種施策に取り組んできたところですが、更なるサービスの向上を図り、お客さまに満足していただける水道にするために、お客さまとのコミュニケーションを基本とした事業経営の確立が必要となっています。

水道施設については、昭和30年代から40年代における高度経済成長期の水需要の増加に対応するために建設した多くの施設が老朽化を迎えており、これら施設の計画的かつ継続的な更新がこれからの大きな課題となっています。

経営については、平成16年度から取り組んでいる「第一次中期取組プログラム（計画期間：16年度～20年度）」のもと、職員定数の削減、委託化の拡大、諸経費の抑制等による効率的経営の推進により、近年は一定の利益を確保することができています。しかし、水需要の減少により給水収益が減少していくことが想定されるなか、施設更新や企業債償還金^{*}に係る資金を如何に確保していくかが大きな課題となっています。さらに、経営資源である人材については、今後10年のうちに約4割のベテラン職員が退職していくことが予想される中、

(※の語句は用語集P21～25に説明があります。)

計画的な技術の継承と人材育成の確立が急務となっています。

環境問題については、事業活動を通じて多くのエネルギーを消費している水道事業として、率先的かつ積極的な対策が必要となっており、水道局だけでなく、地元住民や関係機関との連携・協働による取組みが重要視されています。

以上のような状況を踏まえ、水道局では、「いつでも安心して使用できる水道」、「使用者とともに歩む水道」、「環境に配慮する水道」、「効率的な経営による健全な水道」の4つの基本方向を柱とした「豊中市水道事業長期基本計画（計画目標年度：32年度）」を平成15年度に策定し、基本方向の実現に向けた各種施策に現在取り組んでいます。

1-2 下水道事業の現状と課題

豊中市の下水道は、昭和26年に事業認可を受け、翌27年度から建設に着手して以来、浸水の防除及び公衆衛生の向上と生活環境の改善をめざして、都市の健全な発達に努めてきました。

下水道計画は、猪名川流域下水道原田終末処理場に流入する北部から中央部に至る原田処理区と、豊中市単独の庄内下水処理場に流入する南部の庄内処理区に分かれています。また、庄内下水処理場は昭和44年度から建設に着手し、水洗化の促進を図りました。

平成18年度末現在において、汚水処理人口普及率は99.9%、都市浸水対策達成率（雨水対策整備率）は80.1%に達し、総管渠延長1,024kmとなっています。

近年における地球温暖化の影響により、平成6年以降の都市型集中豪雨[※]の発生に伴う浸水対策が大きな問題となっているなか、豊中市では、「雨に強いまちづくり」をめざして「新下水道計画」を平成11年3月に策定し、千里園ポンプ場や幹線管渠及び雨水貯留施設の建設などを実施してきました。

まちづくりとしての役割も大きい下水道では、高度処理[※]水の親水水路への放流や処理場施設上部の多目的利用など、地域住民の憩いの場としても親しまれています。

しかし、公衆衛生の向上と生活環境の改善は、ほぼ達成できたものの、平成12年度に大阪湾の水質環境基準の達成維持を目的に、大阪湾流域別下水道整備総合計画が策定され、高度処理[※]の推進が求められており、平成15年度には下水道法施行令が改正され、平成25年度末までに合流式下水道[※]の改善を実施することが義務づけられています。

このように公共下水道では、普及促進に重点を置いた事業展開を行ってきましたが、バブル経済崩壊後の少子高齢化や節水型社会など社会構造の変化、一

（※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。）

般会計※からの繰入金の見直しなどにより、公共下水道事業特別会計は平成 11 年度より赤字となり、その後も赤字は拡大し、平成 15 年度には起債※制限を受けることになりました。この解消のため、国へ経営健全化計画を提出し、平成 16 年度から下水道使用料を 37.8%の改定を行いました。その結果、現在のところ、汚水経費に対する下水道使用料は、ほぼ 100%確保でき、公共下水道事業特別会計の黒字が確保できています。

しかし、豊中市の下水道施設は、他市よりも一早く事業に着手したことから、管渠をはじめ、処理場やポンプ場等の老朽化が進んでおり、これら施設の耐震化を含めた改築更新※、合流式下水道※の改善、更なる高度処理※を推進する必要があります。予算の平準化やライフサイクルコスト※の最小化が、今後の大きな課題となっています。また、近年頻発する都市型集中豪雨※により何度も浸水被害が発生している地区の対策は、喫緊の課題となっています。

経営については、現在は一定の黒字が確保できているものの、人口減少による水需要の減少の将来予測から、汚水処理による使用料収入の減少が見込まれる中、増大が予想される老朽化施設の維持管理、改築更新※を着実に実施していくためには、下水道事業の経営基盤の強化と重点的・効率的事業の実施が喫緊の課題となっています。さらに、人材についても水道と同じく、計画的な技術の継承と人材育成の確立が急務となっています。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

第2章 これからの水道・下水道に求められるもの

2-1 持続可能な経営基盤の確立

水道施設・下水道施設とも、老朽化による施設安定度の低下が懸念されている中、水道・下水道を将来にわたり安心してお客さまにご利用いただくためには、これら老朽施設の計画的かつ継続的な改築更新[※]事業が必要不可欠となってきます。また、事業を実施していくにあたっては多額の資金が必要となることから、その財源計画も考慮した改築更新[※]計画の策定が求められています。

収入については、水道事業・下水道事業とも、利用者からの料金を主な収入源として経営を行う、いわゆる独立採算制[※]事業を行っており、それぞれの事業が独立した公営企業会計として、独自に事業運営を行っています。

そして今後は、より合理的・効率的な経営を行うよう一層努力するとともに、適正な料金負担による財政基盤の強化が急務となっています。

水道事業・下水道事業を取り巻く経営環境については、PFI[※]法の制定（平成11年）をはじめ、公の施設に係る指定管理者制度[※]の導入（平成15年）や地方独立行政法人[※]法の施行（平成16年）など、民間的経営手法を用いたさまざまな運営形態が整備されてきており、最適な運営形態の活用による効率的かつ効果的な運営基盤の強化が求められています。

経営基盤を支えるうえで最も重要な人材については、今後、豊富な経験や技術的ノウハウを有するベテラン職員の退職が続くことから、退職したベテラン職員の雇用方法等も含めた人材育成・技術継承の具体的な施策の仕組みづくりが急務であります。

2-2 サービスのさらなる向上

水道・下水道は、日常生活や生命を維持していくのに欠くことのできないライフライン[※]であることから、使用者のニーズも多種多様にわたります。

水道事業・下水道事業が将来にわたり安全安定に機能していくことはもちろんのこと、お客さまとの積極的なコミュニケーションをとおして、時代の変化に伴う多様なニーズに的確に伝えていくことが、サービスの向上、ひいてはお客さまの信用・信頼の向上につながるものと考えられます。

2-3 環境問題への対応

現在、私たちは、地球温暖化をはじめとする地球環境問題や資源・エネルギーの枯渇、水不足の深刻化への対応といった国際的な環境問題と、住宅や土地開発に伴う緑の減少、土壌汚染、ヒートアイランド現象[※]、廃棄物の増加など、

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

地域規模での環境問題に直面しています。

水道事業・下水道事業は、循環資源である水を利用し、その利用した水を浄化してまた河川や海域に戻すなど、水循環系に大きく依存しています。こうしたことから、「健全な水循環系」※を構築していくための総合的な水政策のあり方が問われています。

さらに、水圧、下水熱、消化ガス等の有効利用による二酸化炭素の削減や、汚泥処理の緑農地や建設資材等への利用など、水道・下水道の持つエネルギーを利用した環境対策が注目されています。

2-4 緊急時に強いライフラインの構築

阪神淡路大震災や先の新潟県中越沖地震のような大規模地震をはじめ、老朽化による施設事故や水源汚染などにより、水道施設や下水道施設が一旦被害を受けると、水やトイレが使えなくなったり、道路陥没といった二次災害が発生したりするなど、生活や社会経済活動に大きな影響を与えます。

こうしたことから、ライフライン※である水道・下水道では、地震や台風といった自然災害をはじめ、施設事故、テロ行為などのあらゆる緊急時に備えて、日頃から危機管理体制を強化しておくとともに、被害を受けてもその影響を極力最小限に抑え、生活の確保や都市機能の早期復旧に寄与できる「災害に強い施設の構築」が急務となっています。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

第3章 水道・下水道政策を展開するために

水道・下水道に求められている現状や全国的な動向を踏まえ、これからの水道・下水道政策を展開していくために、以下の取組みが有効であると考えます。

3-1 下水道事業における地方公営企業法の全部適用

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業^{*}と定められており、特別会計^{*}による経理と独立採算制^{*}による運営が義務付けられています。その上で、負担区分については、汚水処理に係る経費は私費（使用料）で、雨水排除に係る経費については、雨水が自然現象によるものであることから市の一般会計^{*}（税金）で措置されるべきものとなっています。

現在の公共下水道事業特別会計は、現金の移動のあった時点でその事実を収入・支出に区分して計上する官庁会計方式による単式簿記^{*}を導入しています。

しかし、公共下水道事業は、市民生活に不可欠な社会資本整備として、一般に建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから、地方公共団体の財政運営に与える影響が多大了。さらに、今後は老朽化した施設の改築更新^{*}を計画的かつ継続的に進めていく必要があるなど、経営の更なる効率性・安定性が求められています。

国においても、国土交通省通知「下水道経営に関する留意事項等について（国都下管第10号 平成16年12月）」において、事業の計画性・透明性の確保、公費で負担すべき部分の明確化等に向けて、「企業会計方式の導入」について、はじめて言及し、さらに、平成16年に発行された下水道の白書的文獻「日本の下水道～（社）日本下水道協会」においても、企業会計の導入の必要性がはじめて述べられるなど、全国的にみても、下水道事業が建設段階から管理運営、いわゆる経営の段階に移行してきているといえます。

こうした現状を踏まえ、本市においても公共下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、現行の「官庁会計方式」から「企業会計方式」による複式簿記^{*}に転換することで、地方公営企業の経営の基本原則のひとつである「経済性の発揮」を図ろうとするものであり、主な効果は以下のとおりです。

- ① 損益計算書、貸借対照表等の財務諸表を作成することにより、経営状況、資産状況が明確になり、市民への情報提供ができ、公共下水道事業の透明性が向上します。
- ② 継続性^{*}を持つ企業会計方式とすることにより、長期計画が立てやすく経営の安定化を図ることができます。

（※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。）

③ 下水道使用料の適正化が図れ、一般会計*との負担区分が明確になります。

また、地方公営企業のもうひとつの経営の基本原則である「公共の福祉の増進」については、地方公共団体が経営する上において当然の責務であるとともに、経済性を発揮しながら能率的・合理的な業務運営を行い、最小の経費で最良のサービスを提供していくことこそ、「公共の福祉の増進」につながるものと考えています。

表 3-1-1 下水道への地方公営企業法適用の経緯

年	事 項
昭和27	地方公営企業法公布、東京都、静岡市、名古屋市、鹿児島市で下水道事業に法適用
昭和38	法改正により、職員数100人以上の下水道事業に財務規定等の一部を当然適用
昭和41	法改正で当然適用が廃止され、法適用は自治体の任意に
昭和60	第5次下水道財政研究委員会の報告で法適化が提言される
昭和60 ～平2	福岡県内の都市下水道が集中的に法適化に取り組む
昭和63	自治省、下水道事業における法適用のための具体的方策に関する研究会を設置してマニュアル作成
平成3	自治省、地方公営企業の会計処理の簡素化に関する研究会を設置し、法適化推進のため、会計処理の簡素化を検討
平成10	自治省、地方公営企業の経営基盤の強化について通達。11年度決算から「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」(CD-ROM)作成、全自治体に配布始める
平成11	総務省、新たに法適化計画を策定し財務規定等を適用団体に財政措置を始める
平成16	国土交通省と日本下水道協会が設置した下水道政策研究委員会の下水道財政・経営論小委員会、中間報告で「企業会計の導入」を取り上げる
	国土交通省「下水道経営の留意事項」の指導通知、経営管理のため企業会計導入を勧める
	下水道の白書の文献「日本の下水道」16年版にはじめて「企業会計の導入」が記述される
平成18	7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」閣議決定を受けて、総務省は8月、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を公表。今後3年後までに一般会計部門に発生主義、複式簿記の考え方の導入及び連結ベースの公会計整備推進を要した。法非適用下水道も積極的に進める必要。
平成19	総務省「19年度地方財政の運営について」の中で、下水道事業に財務規定等の適用を図るよう通知。新規着手団体は、事業開始時から適用準備に努めること。

『公営企業 2007. 10 月号 中小規模上下水道経営入門(43)～下水道経営と企業会計』より

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

表 3-1-2 下水道事業における自治体の法適化時期

年度	自治体名
昭 27	東京都、静岡市、名古屋市、鹿児島市
28	岐阜市
∴	
30	京都市、豊橋市
∴	
32	小樽市
33	熱海市
34	一宮市
35	長野市
36	苫小牧市、佐世保市
37	
38	前橋市
39	大阪市、横浜市、高崎市
40	神戸市、旭川市
41	津島市
∴	
43	藤沢市、浜松市、岩沼市(特公)
44	金沢市
45	茨城県(特公)
∴	
52	長与町(長崎)
∴	
55	亀山市
∴	
57	札幌市、越路町
58	岩見沢市、加須市、深谷市、富士見市、日高市、豊岡市、弥彦村(特)
59	釧路市、江別市、中条町(新潟)
60	広島市、北九州市
昭 61	福岡市、日立市
62	川崎市、室蘭市、帯広市、佐伯市、播磨高原広域事務組合
63	呉市、日南市、芦屋町(福岡)
平 1	福井市、尼崎市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、那賀川町(福岡)、佐久市、藤崎町(農)
2	仙台市、筑紫野市、新町(群馬)、西粟倉村(岡山・農)、五領川公共下水道事務組合(福井)
3	甲府市、福井県(特公)、美作町(岡山)
4	千葉市、魚沼市
5	二本松市、知多市、伊勢市、小俣町(静岡)
6	函館市、江田島市(特)
7	駒ヶ根市、前原市、平鹿町(秋田)
8	時津町(長崎)
9	堺市、北見市、十和田市、志摩市、玉城町(三重)
10	松本市、宝達志水町(石川)
11	宇都宮市、飯塚市
12	千歳市、三春町(福島)、世羅町(広島)
13	富山市、太田市、妙高市、上田市、岡谷市、加西市、神河町(兵庫・特)
14	根室市、秋田市、四日市市、伊賀市、大牟田市、玉名市、尾上町(青)
15	川越市、名取市、富士見町(長野)、南砺市、箕面市、宝塚市、玉野市、有田市、真備町
16	森町(北海道)、黒石市、横須賀市、坂井市、宮田村(長野)、小野市、長崎市、松浦市、山鹿市
17	大和田市、平川市(青森)、盛岡市、大館市、守谷市、太田市、さいたま市、胎内市、塩尻市、松坂市、豊岡市、岡垣町(福岡)、大村市、宮崎
18	深谷市、飯塚市

注：「特」は特定環境保全公共下水道、「特公」は特定公共下水道、「農」は農業集落排水の略。下線は既に法適していたが合併により新たに届出た市町(例：太田市 13 年度法適用)

『公営企業 2007. 10 月号 中小規模上下水道経営入門(43)～下水道経営と企業会計』より

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

3-2 水道事業と下水道事業の組織統合

① スリムな組織・効率的経営の実現

地方公営企業法を全部適用することにより、公共下水道事業のための管理者や財務、会計、人事管理等の事務を自らの組織で行うための人員が新たに必要となりますが、すでに同法を全部適用している水道組織と統合することによって、共通事務にかかる人員増加やシステム開発費等を抑制できるなど経費の削減が図れます。さらに、水道事業で蓄積した経営ノウハウを活かし、事業運営の更なる効率性の向上が期待できます。

② サービスの向上

現在は、水道局、土木下水道部それぞれが別庁舎で業務を行っているため、水道料金と下水道使用料に関する手続きや相談、給水装置^{*}と排水設備^{*}に係る手続き等は、別々の窓口で行っています。

上下水道の統合により組織、庁舎を一体にし、水道事業と下水道事業で類似の事務の窓口を集約することによって、利用される方の利便性が向上します。

③ 水循環系を基軸とした環境対策

水道事業・下水道事業とも流域環境に深くかかわっていることから、上下水道事業の一体的な取組みによる環境保全対策の推進や、地域住民や関係機関等との連携・協力による流域全体の保全活動を通じて、「健全な水循環系」^{*}の構築に向けた取組みをより一層充実できるものと考えられます。

④ 危機管理体制の強化

水道も下水道も、市民生活や都市機能に必要不可欠なライフライン^{*}であるため、緊急時でも施設機能を維持し、被害を最小限に抑えることが求められます。

上下水道組織が一体となることで、緊急時の初動人員確保の拡充や破損した水道・下水道施設の同時施工による効率的な復旧、さらには、水や仮設トイレといった応急用資材の効率的な確保など、危機管理体制の強化が図れます。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

表 3-2-1 上下水道統合した主要都市および府内都市一覧

主要都市 ^(注1)		統合年月	全部適用年月	行政区域内人口 ^(注3) (万人)	下水道普及率 ^(注4) (%)
1	函館市	H6.4	H6.4	29.5	87.5
2	旭川市	(注2)	S40.4	35.9	95.7
3	秋田市	H17.4	H17.4	33.1	84.3
4	宇都宮市	H16.4	H16.4	45.3	84.6
5	前橋市		S38.4	31.8	68.3
6	高崎市		S39.4	31.7	73.7
7	川越市	H15.4	H15.4	33.4	84.5
8	横須賀市	H16.4	H16.4	42.3	97.3
9	甲府市	H19.4	H19.4	19.9	90.2
10	長野市	S60	S35.12	37.7	75.7
11	静岡市		S27.10	71.2	70.2
12	浜松市		S43.4	80.5	71.4
13	豊橋市		S30.4	37.2	73.8
14	名古屋市	H12.4	S27.11	221.2	98.2
15	岐阜市		S28.1	41.2	86.1
16	四日市	H17.4	H17.4	30.2	64.7
17	富山市	H13.4	H13.4	42.0	81.2
18	金沢市	H13.4	H13.4	45.3	89.8
19	京都市	H16.4	S30.4	147.1	99.1
20	堺市	H16.4	H16.4	83.0	88.8
21	岸和田市	H18.4	H18.4	20.1	90.9
22	箕面市	H13.4	H15.4	12.7	99.7
23	下関市	H19.4	H19.4	29.0	60.6
24	佐世保市		S36.4	25.6	61.3
25	長崎市	H16.4	H16.4	45.2	84.4
26	鹿児島市		S27.10	60.4	77.4
27	宮崎市	H17.4	H17.4	36.6	81.3
28	那覇市	H17.4	H17.4	31.2	88.3

(注1) 表の都市は、政令指定都市、県庁所在地のある都市、大阪府内、人口約30万人以上で、地方公営企業を全部適用した下水道事業と水道事業が統合もしくは同一組織の都市。

(注2) 統合年月の空白は、水道事業から下水道事業が独立したもの、もしくは統合年月が不明なもの。

(注3) 行政区域内人口(住民基本台帳と外国人登録の合計から国調補正を加えたもの)は平成17年度末現在。(平成17年度水道統計より)

(注4) 下水道普及率(下水道利用人口/総人口)は平成17年度末現在。(社団法人 日本下水道協会HPより)

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

3-3 これまでの検討経過

下水道事業への地方公営企業法の全部適用と上下水道組織の統合の有効性を踏まえ、これまで検討してきた内容は以下のとおりです。

- 平成 10 年 9 月 「行財政改革第 1 期実施計画（計画期間：平成 10 年～12 年）」において、下水道事業に公営企業会計への転換へ向けた検討を取組項目として掲げる。
- 平成 11 年 12 月 豊中市行財政改革推進市民会議において、下水道事業は公営企業会計への転換を進めるべきという旨の提言を受ける。
- 平成 12 年 2 月 「行財政改革第 2 期実施計画（計画期間：平成 13 年～16 年）」において、下水道事業に公営企業会計への転換へ向けた検討を取組項目として掲げる。
- 平成 12 年 8 月 下水道部内に「公営企業会計研究会」を組織し、研究を始める。
- 平成 16 年 4 月 土木下水道部に企業会計導入担当主幹を設置し、下水道資産の評価作業など、企業会計導入に向けた準備を開始する。
- 平成 16 年 11 月 行財政再建指針に基づく「行財政再建計画（計画期間：平成 17 年度～19 年度）」において、下水道事業の公営企業会計への転換および「上下水道組織一元化の検討」を取組項目として掲げる。
- 平成 17 年 7 月 土木下水道部および水道局で組織する「上下水道組織検討委員会」を設置し、組織統合の有効性や問題・課題等について整理する。
- 平成 18 年 5 月 市の政策会議において、効率的な運営と市民の利便性を高めるため、下水道事業に企業会計を導入し、水道局との組織統合を進めていくことを確認する。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

- 平成 18 年 9 月 土木下水道部および水道局で組織する「上下水道組織統合推進委員会」を設置し、「上下水道局設立準備室」に向けた準備を行う。
- 平成 19 年 1 月 市の政策会議において、上下水道組織統合および企業会計の導入に伴う経費について、企業会計システム導入費等を、一般会計*により措置することを確認する。
- 平成 19 年 4 月 水道局内に「上下水道局設立準備室」を設置する。
- 平成 19 年 5 月 市の政策会議において、上下水道の組織統合について、所要の検討等を進めるとともに、目的や効果を整理し、組織のあり方について関係部局とも十分協議しながら取組みを進めることを確認する。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

第4章 上下水道組織統合における当面の課題と対策

4-1 事務量・人員の増加、初期経費の発生

下水道事業単独で地方公営企業法を全部適用した場合は、新たに経営管理部門や人事管理に関する事務量の増加とそれに伴う人員増加が発生します。これらについては、既に企業会計を導入している水道事業と組織統合することで、水道事業の持つ企業会計の経営ノウハウを有効に活用することができるため、必要最小限の事務量と人員で対応できるものと考えています。

組織統合に関しては、まず水道局庁舎内の改修やインフラ整備等に係る初期経費の発生が見込まれますが、この初期経費については、一過性のものであり、効率的経営の推進によりカバーできるものと考えております。

その他の建設部門・維持管理部門については、統合後における業務実態を十分検証し、適宜、業務の見直しや効率的な組織体系の編成等を図りながら対応していくこととします。

なお、所管官庁（水道事業は厚生労働省、公共下水道事業は国土交通省）やこれまでの事業の歩みの違いといった経過を踏まえ、急激な改変による事業運営への支障は極力回避しながら、市民生活に必要なサービスを提供する地方公営企業として、効率的経営の推進に努めます。

4-2 職員の身分等

下水道事業に地方公営企業法を全部適用することに伴い、下水道事業に関わる職員の身分については、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」が適用されることから、労働条件に変更が生じます。

そのため、組織統合後の運営に関しては、関係者等との協議を経ながら、市民に信頼される上下水道事業であり続けられるよう努めていきます。

4-3 事務所の配置

組織や人員が増えることにより、事務所の配置を如何に確保していくかといった問題が発生しますが、既存事務所の有効活用や共通業務の集約化によるスペースの確保等により、対応できるものと考えています。

なお、事務所の配置にあたっては、市民の便益を最優先に考えた配置となるよう努めます。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

第5章 上下水道の将来予測と運営の方向性

5-1 経営形態

水道・下水道は、生命維持や日常生活に欠かすことのできない、また代替物がほとんど存在しない公共財であることから、将来にわたり安定かつ継続した事業運営と公共性を担保していかなければなりません。

こうした考えのもと、水道事業・下水道事業の経営形態については、地方公共団体が主体となった公設公営による経営形態を堅持していきます。

一方で、国や大阪府をはじめとする関係行政との連携を深めるとともに、民間活力を有効に活用しながら、効率的かつ効果的な経営に努めていくこととします。

5-2 水道事業

水需要は、近年、その減少幅が鈍化傾向にあります。しかし、少子高齢社会の進展や節水意識の高まりなどにより、今後も微減もしくは大きな回復は望めないものと予想されます。

財政状況については、平成13年6月に、大阪府営水道の受水単価の値上げ等により、平均21.85%の料金値上げを行いました。平成16年度から取り組んでいる「第一次中期取組プログラム」による効率的経営の推進により、その後は料金改定を実施することなく、現在に至っています。

しかし、資金状況をみると、平成15年度から企業債償還金^{*}が減価償却費^{*}を上回り、その不足分を当年度純利益で賄っていかなければならない状況が当面続くなど、非常に不安定な財政状況にあります。

こうした状況のもと、引き続き、効率的経営の推進と適正な料金負担による経営基盤の強化に努めるとともに、お客さまサービスの更なる向上、計画的な施設更新、地震対策、環境対策を積極的に進めていきます。

5-3 下水道事業

下水の処理水量は、水道と同じく少子高齢化、節水意識の高まりにより、今後も微減もしくは大きな回復は望めないものと予測しています。

財政状況については、平成16年度に下水道使用料を37.8%改定したことにより、それまでの累積赤字を解消し、現在は黒字となっています。また、事業会計に大きな影響を与える起債^{*}残高は、平成8年度末の約475億円をピークに減少傾向にあり、平成18年度末では約406億円となっています。この起債^{*}のうち、汚水分は下水道使用料で、雨水分は雨水処理負担金（税金）で償還してい

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

ますが、起債[※]残高の減少傾向は、今後しばらく続くものと考えています。しかし、老朽化した下水道施設の維持管理費用、改築更新[※]費用の増大が今後見込まれ、計画的な改築更新[※]と効率的な維持管理に取り組むことにより、安定的な経営を図る必要があると考えられます。

こうした予測のもと、企業会計手法を活用した計画的かつ効率的な経営と適正な料金負担による経営基盤の強化に努めるとともに、浸水対策、合流式下水道[※]の改善、計画的な施設の改築更新[※]、地震対策等を進めます。さらに、健全な水環境系の再構築をめざした環境対策に努めていきます。

5-4 長期ビジョンに基づく水道・下水道政策の展開と経営管理

現在水道局では、平成32年度を目標年度とする「豊中市水道事業長期基本計画」とその実行計画となる「中期取組プログラム」を推進させているところですが、上下水道組織統合後は、「(仮称)豊中市上下水道局」という「水」を基軸とした新組織として、次章に示す6つのめざすべき将来像を柱とした「(仮称)豊中市上下水道ビジョン」を新たに作成し、これをもとに事業経営を推進させていきます。

作成にあたっては、両事業が抱える課題や社会潮流を十分踏まえるとともに、市民のみなさまとの協働姿勢を基本に、運営審議会や関係機関等からの意見を十分反映した計画になるよう努めます。

さらに、ビジョンを実現していくための諸施策や目標等を具体的に示した「実行計画」や、水道・下水道ともに同じ推計手法に基づく「財政計画」についても策定する予定です。

5-5 当面の利用者負担

水道事業については、平成19年度に策定した「財政プラン2007」において、現行体制のもと、平成20年度末までは現行の料金水準を維持できるものと見込んでおります。

下水道事業については、企業会計に基づく財政計画を策定するとともに、下水道使用料については、財政推計をもとに少し時間をかけて検証していく必要があると考えており、企業会計導入後、ただちに市民のみなさまにご負担をいただくことはないと考えております。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

第6章 めざすべき将来像

将来像1 いつでも安心して利用できる水を供給します

お客さまがいつでも安心して水道水を利用していただけるように、水源から蛇口までの水質管理体制の強化と信頼性の確保に努めます。

お客さまにとって最も身近な給水装置^{*}については、現在進めている鉛製給水管^{*}の解消を引き続き進めるとともに、給水装置^{*}に関する相談等の充実を図っていきます。

また、マンションや学校等に設置してある受水槽については、管理状況の実態調査や受水槽の管理者に対する指導等を行っていくとともに、受水槽を介さず水道管から直接給水できる直結式給水^{*}の普及促進に努めます。

将来像2 快適な暮らしとまちづくりを支えます

地域住民のみなさまが快適に暮らしていただけるように、公衆衛生の向上のため、水洗化100%をめざすとともに、公共用水域の水質保全ならびに河川環境の保全・健全化を目的に、合流式下水道^{*}の改善および高度処理^{*}の更なる推進をめざします。

また、企業会計の導入を機に、資産管理を行いながら、下水道施設の適正な改築更新^{*}に努めます。

さらに、地域住民のみなさまが安心して暮らしていただけるように、雨に強いまちづくりをめざした下水道雨水対策施設の整備を進めます。

将来像3 緊急時に強いライフラインを構築します

上下水道は、生命や生活、都市基盤を支える重要なライフライン^{*}であることを踏まえ、地震や事故などの緊急時においても、生活の確保や都市機能の早期復旧が一体的に行えるように努めます。

また、上下水道組織一体となった危機管理体制の強化を図るとともに、地域住民、近隣都市、関係機関を含めた広域的な連携強化に努めます。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

将来像4 環境にやさしい事業を展開します

上下水道一体となった環境管理体制を構築するとともに、その管理体制のもと、漏水防止活動、廃棄物の削減、下水汚泥[※]の有効利用、下水放流水質の改善、水道工事・下水道工事の連携した施工、省エネルギー対策など、環境負荷の低減に向けた環境施策の構築に努めます。

また、地域住民や関係機関・NPO等と行政が調整・検討する機会を設け、環境施策に向けた目標を共有できる仕組みづくりを充実していきます。

将来像5 次世代に継げる事業運営をめざします

先人たちが築き上げてきた上下水道を次世代にも健全な形で引き継いでいくために、施設の着実な整備と経営基盤の強化に努めます。

施設の着実な整備では、老朽化した施設の計画的な更新をはじめ、施設機能の評価やIT[※]等の利用など維持管理の高度化を図ります。

経営基盤の強化では、事業運営は公設公営[※]を基本原則に、目標管理による経営や民間活力の利用など、効率的経営を推進させます。また、技術の継承や人材育成を計画的に行いながら、持続可能な運営体制を構築していきます。

将来像6 お客さまに満足していただける事業運営をめざします

上下水道サービスをより一層向上させるために、モニター制度[※]や地域住民とのふれあいをはじめ、ホームページ、アンケート調査など多様な媒体を用いて、お客さまとのコミュニケーションを積極的に図っていきます。そして、そこで得られたニーズや意見等を分析・検討しながら、経営改善につなげていきます。

また、徹底した情報公開のもと、お客さまが必要としている情報や、事業者側から発信する情報については、できるだけ分かりやすく、正確に伝えていくよう努めます。

さらに、地域住民や関係団体等との連携・協働体制による事業を展開しながら、お客さまに満足していただける事業運営をめざします。

(※の語句は用語集 P21～25 に説明があります。)

おわりに

水は、生命の源であり、また健康を維持していくうえにおいて欠くことのできないものです。

また水は、快適な暮らし、安全なまちづくり、産業活動、生態系の保全など、すべてに共通する基本的要素でもあります。

近年、水源汚染をはじめ、渇水被害、浸水被害、地震被害など、「水」を脅かすリスク要因が増大してきているなか、水の総合的・一元的な管理による対応が急務となっており、とりわけ、水行政による一体的・主体的な取組みが、これからはさらに求められるものと考えています。

こうした考えのもと、水行政である水道局と土木下水道部は、両事業の組織統合という新たな水政策を展開しながら、生活に欠くことのできない「命の水」を将来にわたり守り続けていくとともに、次世代の子供たちに健全な形で水道・下水道を引き継いでいきながら、市民のみなさまから信頼される上下水道事業をめざし、事業の推進に努めていきたいと考えております。

【参考文献】

- ・「日本の水資源（平成 19 年版）」～国土交通省
- ・「日本の水 2007」～(財)水資源協会 監修：国土交通省
- ・「新修 豊中市史 社会経済」～豊中市（平成 17 年 3 月 31 日発刊）
- ・「翔け 明日へ 暮らしとともに 70 年」～豊中市水道局（平成 10 年 3 月 30 日発刊）
- ・「水道事業年報 平成 19 年版」～豊中市水道局
- ・「豊中市の下水道 平成 19 年度」～豊中市土木下水道部
- ・「下水道経営に関する留意事項等について(国都下管第 10 号 平成 16 年 12 月)」～国土交通省
- ・「平成 16 年 日本下水道」～(社)日本下水道協会
- ・「公営企業 2007 10 月号」～(財)地方財務協会

用語集

(あ行)

安全な飲料水

安全な飲料水を利用できるかどうかは、改善された（各世帯に水道が引かれている、あるいは公共の貯水塔や掘り抜き井戸、汚染を防止した井戸や泉、雨水集積装置などがあること）水源を使用できるかどうかで判断される。

I T

Information Technology の略で、「情報技術」や「情報通信技術」などと訳される。主にパソコンや携帯電話などのコンピュータ機器や、ネットワーク通信に関する技術を総称的に表す語として用いる。

一般会計

国や地方公共団体の会計区分のひとつで、租税などの一般的財源を受け入れ、福祉、教育、消防や道路建設などの住民のために行われる事業に必要な支出を賄う会計のこと。

(か行)

改築更新

「改築」とは、対象施設の全部または一部（修繕に該当のものを除く）を再建設あるいは取替えること。改築のうち、標準的耐用年数に達している対象施設の再建設あるいは取替えを「更新」、標準的耐用年数に達していない対象施設の再建設あるいは取替えを「改良」と定義している。

企業債償還金

企業債とは、地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債（借金）のことで、企業債の返済金の総額ことをいう。

起債

地方公営企業が建設改良事業の資金のために借金（企業債）をする行為のこと。

給水装置

水道局が敷設した水道管から分岐して各宅地内に引き込んでいる給水管や、給水管に直結している止水栓や蛇口などの給水用具のこと。給水装置は使用者の財産であり、給水装置の設置や維持管理は使用者もしくは所有者が原則行うこととなっている。

継続性

会計処理の基準や手続きをみだりに変更しないという原則のこと。各事業年度の損益計算の方法や貸借対照表の形式を一定にすることにより、事業年度ごとの財政状態や経営成績の比較検討および経営の合理化等に役立てることができる。

下水汚泥

下水を処理するときに発生する汚れのかたまりのこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で産業廃棄物に規定されている。

公営企業

地方公共団体が、住民の福祉を目的として経営する企業の総称のこと。地方財政法施行令第37条に公営企業が規定されており、水道事業、公共下水道事業以外に、工業用水道事業・交通事業・電気事業・ガス事業・簡易水道事業・港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）・病院事業・市場事業・と畜場事業・観光施設事業・宅地造成事業がある。

減価償却費

長期間にわたって使用する施設等の固定資産の取得に要した支出を、その資産が使用できる期間（耐用年数）にわたって毎年度費用化した額のこと。

健全な水循環系

地域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態のこと。

公設公営

建設・運営共に行政（公共部門）が主体となって経営すること。

高度処理

通常の処理では除去しにくい窒素やリンといった富栄養化の原因物質や色や臭い・環境ホルモン等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法のこと。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ管路を使って排除する下水道のこと。雨天時には、汚水の一部が未処理のまま河川等の公共用水域に放流されることがあるため、水質悪化や公衆衛生上の問題が指摘されている。これに対し、汚水と雨水をそれぞれ別の管路で排除する下水道のことを「分流式下水道」という。

(さ行)

指定管理者制度

市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により創設された制度。これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることが可能となった。

(た行)

耐震管

地震の揺れに強い水道管のこと。

単式簿記

家計簿のように、用途や金額を記入する手法で、収入はプラスとして、支出はマイナスとして処理しながら残高を計算する記帳方式のこと。現金の残高（結果）を簡単に把握できるが、その結果に至る原因を知ることが困難である。

地方独立行政法人

住民の生活、地域社会や地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、地方公共団体が主体となる必要はないが、民間が主体になった場合に必ずしも実施されないおそれがある場合に、その事務や事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として地方公共団体が設立する団体のこと。

直結式給水

道路に埋設されている水道管から家庭の蛇口まで、受水槽を経由せず、直接給水すること。

特別会計

特定の収入で、特定の事業を行うため、一般会計とは別に経理する会計のこと。地方財政法第 6 条において、水道事業、公共下水道事業、病院事業などの公営企業については、特別会計による経理を行うこととされている。

独立採算制

地方公営企業法の事業に係る経費については、使用料など経営に伴う収入によって賄うことが原則とされている。

都市型集中豪雨

都市部など比較的狭い範囲に大量の雨が降る現象のこと。ヒートアイランド現象が関係しているともい

われており、日本では 1990 年代から増加している。

(な行)

鉛製給水管

材質が鉛でできた給水管（配水管から分岐して宅地内に引き込まれている管）のこと。微量ながら鉛が溶出する可能性があり、本市では昭和 55 年から使用していないが、それまで使用していたものが多く残存している。

(は行)

配水ブロック化

網の目に張り巡らされた水道管を一定の規模に区切って管理すること。地震などが発生した際にブロックごとの素早い復旧が可能になるほか、水圧の適正化や漏水防止作業の効率化が図れるといった利点がある。

排水設備

台所、風呂、水洗トイレなどの生活排水を公共下水道まで流すための排水管や汚水ますなどの設備のこと。排水設備の設置や維持管理は使用者もしくは所有者が行うこととなっている。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が、アスファルト舗装、冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなる現象のこと。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからこう呼ばれる。

P F I

Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営などに民間の資金力や技術力を活用する手法のこと。建設が目的ではなく、これを活用した行政サービスを提供することを目的としている。

富栄養化

水域の種類に関係なく水中に含まれる窒素やリンなど栄養塩濃度が高い状態のこと。水域が富栄養化すると、プランクトンや水生植物が大量に発生して、水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死に、カビのにおいやどぶのにおいなどの異臭が発生する。

複式簿記

取引について、財産の計算と損益の計算を同時に行い、原因と結果という二つの側面を把握しながら計算する記帳方式のこと。資産や負債の残高が確認でき、またその損益も把握することができる。

(ま行)

モニター制度

使用者の意見や提案を継続的に聴取し、これを経営に反映させることを目的として一般公募から選出された市民のこと。

(ら行)

ライフサイクルコスト

構造物や製品において、建設（製造）初期から、維持管理、廃棄に至るまでに必要となる費用の総額のこと。

ライフライン

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し現代人が日常生活を送る上で必須の諸設備のこと。

「水道事業における財政収支見通し」について

■はじめに

現在水道局では、「水道事業長期基本計画（計画目標年度：32年度）」とそれに基づく具体的施策を示した「第一次中期取組プログラム（計画期間：16年度～20年度）」、さらに第一次中期取組プログラムの財政計画となる「水道財政プラン2007（計画期間：19年度～20年度）」に基づき事業運営を行っています。

今回提示する水道事業の財政収支見通しは、20年4月に予定している上下水道組織統合にあたり、当面3か年（21年度～23年度）における水道事業における財政推移を概括的に把握することを目的に作成したものであります。

この財政収支見通しは、20年度予算をベースとした現時点における推計値であるため、あくまで暫定的なものとなっています。

なお、21年度からの財政計画については、今後の事業環境の変化や20年度策定予定の「(仮称)豊中市上下水道ビジョン」等の事業計画を踏まえたうえで、策定するものであります。

■推計期間

21年度から23年度までの3か年

■推計の考え方

収益的収支

(1) 水道料金

少子高齢化や節水型社会への移行、さらには小口使用者の増加により、今後とも減少するものとして計上しました。

(2) 職員給与費

20年度予算をベースに、定期昇給分を見込んで計上しました。

(3) 減価償却費

現有資産及び今後新たに取得する資産をもとに計上しました。

(4) 支払利息

新規発行予定の企業債については、年4.0%の利率で算出し計上しました。

(5) 当年度純利益

収入では水道料金収入が減少する一方で、支出では支払利息の減少などにより、推計期間は黒字を確保できるものと見込んでいます。

資本的収支

(1) 企業債

21年度以降に予定している配水管整備事業、配水池耐震化事業等の事業費に基づき計上しました。

(2) 建設改良費

安全・安定給水を確保するための事業となる新配水管整備事業(第5期)と施設整備事業等の事業費を計上しました。

(3) 企業債償還金

既発行分及び新規発行予定の起債額をもとに計上しました。

累積資金収支

当年度資金収支については、18年度以降、当年度純利益以上の額が資本的収支不足額の補てん財源として充てられるためマイナスとなります。

これに伴い、20年度末時点において約3億5千万円あった累積資金についても年々減少し、23年度末において約2億6千万円の累積資金不足になるものと予測しています。

水道事業財政収支見通し(21年度～23年度) (単位:百万円)

区分		年度	18年度 (決算)	19年度 (見込)	20年度 (予算)	21年度 (推計)	22年度 (推計)	23年度 (推計)
収益的 収支 (税 抜)	収益的収入		8,863	8,750	8,740	8,531	8,406	8,314
	水道料金		8,094	8,030	7,937	7,778	7,667	7,578
	その他		769	720	803	753	739	736
	収益的支出		8,415	8,614	8,580	8,237	8,272	8,147
	職員給与費		1,308	1,548	1,428	1,285	1,409	1,259
	減価償却費		1,219	1,233	1,248	1,267	1,248	1,307
	支払利息		1,063	1,012	942	844	835	859
	その他		4,825	4,821	4,962	4,841	4,780	4,722
	当年度純利益		448	136	160	294	134	167
	資本的 収支 (税 込)	資本的収入		725	1,557	2,322	1,075	2,041
企業債			630	1,440	2,287	1,051	2,017	1,324
その他			95	117	35	24	24	95
資本的支出			2,307	3,188	4,060	2,860	3,797	3,152
建設改良費			841	903	949	1,321	2,264	1,603
企業債償還金			1,466	2,285	3,111	1,539	1,533	1,549
資本的収支不足額			1,582	1,631	1,738	1,785	1,756	1,733
資本的収支不足額 に対する 補てん財 源内訳	減価償却費等		1,363	1,345	1,335	1,342	1,350	1,309
	利益剰余金		219	286	403	443	338	168
	計		1,582	1,631	1,738	1,785	1,688	1,477
当年度資金収支			229	▲ 150	▲ 243	▲ 149	▲ 272	▲ 256
累積資金収支			747	597	353	204	▲ 68	▲ 256

(平成20年2月現在)

(注) 資本的収支不足額に対する補てん財源のうち、23年度の減価償却費等の額については、前年度の累積資金不足額(約6千8百万円)を処分した後の額となっている。

「公共下水道事業における財政収支見通し」について

■はじめに

土木下水道部では、平成20年4月、公共下水道事業に企業会計を導入するにあたり、企業会計方式による20年度予算を作成しました。

今回提示する公共下水道事業の財政収支見通しは、20年4月に予定している上下水道組織統合にあたり、当面3か年（21年度～23年度）における公共下水道事業の財政推移を概括的に把握することを目的に作成したものであります。

この財政収支見通しは、20年度予算をベースとした現時点における推計値であるため、あくまで暫定的なものとなっています。

なお、21年度からの財政計画については、今後の事業環境の変化や20年度策定予定の「(仮称)豊中市上下水道ビジョン」等の事業計画を踏まえたうえで、策定するものであります。

■推計期間

21年度から23年度までの3か年

■推計値の考え方

収益的収支

(1) 下水道使用料

少子高齢化や節水型社会への移行、さらには小口使用者の増加により、今後とも減少するものとして計上しました。

(2) 雨水処理負担金

一般会計が負担する雨水分の維持管理費と資本費を算定し計上しました。

(3) 職員給与費

20年度予算をベースに、定期昇給分を見込んで計上しました。

(4) 減価償却費

現有資産及び今後新たに取得する資産をもとに計上しました。

(5) 支払利息

新規発行予定の企業債については、年4.0%の利率で算出し計上しました。

(6) 当年度純利益

下水道使用料の減少により平成21年度から純損失が発生します。また、23年度には退職給与金の負担を見込んでいます。

資本的収支

(1) 企業債

21年度以降に予定している管渠築造費、庄内終末処理場建設費等の事業費に基づき計上しました。

(2) 建設改良費

浸水対策、合流式下水道の改善、施設の改築更新と地震対策等の事業費を計上しました。

(3) 企業債償還金

既発行分及び新規発行予定の起債額をもとに計上しました。

累積資金収支

21年度から23年度の資金収支は、企業債償還金が減少するためプラスとなります。

これに伴い、20年度末時点において約5億2千万円あった累積資金は、23年度末には約11億6千万円になるものと予測しています。

公共下水道事業財政収支見通し(21年度～23年度)

(単位:百万円)

区 分		年 度	20年度 (予算)	21年度 (推計)	22年度 (推計)	23年度 (推計)
収益的 収支 (税抜)	収益的収入		12,785	12,630	12,688	12,305
		下水道使用料	4,088	4,053	4,023	4,003
		雨水処理負担金	2,991	2,892	2,951	2,861
		その他	5,706	5,685	5,714	5,441
	収益的支出		12,777	12,667	12,756	12,469
		職員給与費	1,622	1,597	1,648	1,364
		減価償却費	2,847	2,800	2,849	2,845
		支払利息	1,303	1,264	1,250	1,240
		その他	7,005	7,006	7,009	7,020
		当年度純利益	8	▲ 37	▲ 68	▲ 164
資本的 収支 (税込)	資本的収入		2,524	3,325	3,339	3,922
		企業債	1,506	2,213	2,177	2,454
		国庫補助金	730	939	1,019	1,342
		その他	288	173	143	126
	資本的支出		5,361	6,191	6,023	6,503
		建設改良費	2,546	3,356	3,394	4,010
		企業債償還金	2,814	2,834	2,628	2,492
		その他	1	1	1	1
	資本的収支不足額	2,837	2,866	2,684	2,581	
資本的収支 不足額に対 する補てん 財源内訳	減価償却費等		2,837	2,866	2,684	2,581
	利益剰余金		—	—	—	—
	計		2,837	2,866	2,684	2,581
当年度資金収支			155	68	269	302
累積資金収支			521	589	858	1,160

(平成20年2月現在)